平成２３年（フ）第１６９７号
札幌市白石区本通２丁目北１番１号　ポウラスタースエタ302号
破産者　小川　正博
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１号
北海道白老郡白老町字萩野310番地
破産者　鈴木　忠雄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
北海道虻田郡豊浦町字新山梨267番地
破産者　郷家　一弘
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
北海道登別市登別東町４丁目10番地10
破産者　元山　眞澄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
北海道山越郡長万部町字長万部457番地の８
破産者　小山　　浩
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
北海道山越郡長万部町字長万部457番地の８
破産者　小山　厚子
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
仙台市宮城野区福室５―13―９　若築建設株式会社仙台寮、開始決定時の住所岩手県宮古市千徳町５番19号
破産者　内舘　英一
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第５号
秋田県仙北市角館町中菅沢92番地６
破産者　廣嶋　順平
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２１２号
埼玉県三郷市谷口８　ハイライズ壱番館103、住民票上の住所茨城県牛久市久野町692番地
破産者　神戸　博基
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
千葉県我孫子市柴崎989番地の１
破産者　大井　政雄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２０７号
千葉県市川市鬼高１―８―16　第３エーデルハイム215号室、住民票上の住所埼玉県川越市野田町１丁目23番地45
破産者　大澤　正男
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８号
新潟市秋葉区結2384番地　グランシャリオ結Ｂ101号、開始決定時の住所新潟市秋葉区柄目木146番地３
破産者　高崎　　博
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８９号
金沢市長田１丁目５番１号、従前の住所金沢市諸江町中丁226番地１
破産者　来馬　達也
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
石川県河北郡内灘町字宮坂ロ171番地、開始決定時の住所石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目176番地２
破産者　敦賀　春夫
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
石川県河北郡津幡町字太田ム99番地４　フローラⅠ―102号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ364番地１
破産者　煎田　　博
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
静岡県沼津市若葉町１番14号　フレグランス若葉Ａ102、開始決定時の住所静岡県駿東郡清水町久米田77番地　アメニティハイツＹＡＭＡＭＯＴＯ403
破産者　足立　多功
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
静岡県駿東郡清水町久米田77番地　アメニティハイツＹＡＭＡＭＯＴＯ403号、前住所静岡県三島市中142番地の１
破産者　足立　　勲
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
愛知県江南市尾崎町上田66番地
破産者　鈴木　弘昭
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部